

田原本町告示第 6 7 号

田原本町感震ブレーカー等設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 3 日

田原本町長 高 江 啓 史

田原本町感震ブレーカー等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、地震発生時における通電火災の防止及び住宅火災の早期発見を図り、もって町民の安全で安心な生活環境を確保するため、感震ブレーカー等を設置する者に対し、当該機器の購入及び設置に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、田原本町補助金等交付規則（平成 2 4 年 6 月田原本町規則第 9 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「感震ブレーカー等」とは、未使用の機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 感震ブレーカー 地震動を感知して自動的に電気の供給を遮断する器具であって、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（J W D S 0 0 0 7 付 2）に適合するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災製品等の推奨を受けたものをいう。
- (2) 住宅用火災警報器 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 9 条の 2 第 1 項の住宅用防災機器のうち、一般財団法人日本消防検定協会の検定合格証（検定マーク）が付されているものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、居住している住宅（以下「対象住宅」という。）に感震ブレーカー等を設置しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 田原本町暴力団排除条例（平成 2 3 年 1 2 月田原本町条例第 2 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者に該当しない者
- (2) 世帯員全員が町税等を滞納していない世帯に属する者

- (3) 世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない世帯に属する者
- 2 対象住宅が賃貸住宅である場合には、補助金の交付の対象となる者は、当該住宅の所有者ではなく、自らの居住の用に供するために感震ブレーカー等を設置する賃借人とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条各号に掲げる機器の購入及び設置に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等の収入を差し引いた額の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯につき5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原本町感震ブレーカー等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 設置予定場所が確認できる書類
- (3) 設置予定の感震ブレーカー等の機能又は性能が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、感震ブレーカー等の設置内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 感震ブレーカー等及びその設置内容の著しい変更

(2) 補助対象経費の20%を超える変更

(実績報告)

第8条 交付決定者は、感震ブレーカー等の設置が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、田原本町感震ブレーカー等設置費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 感震ブレーカー等の購入及び設置に係る領収書の写し（品名、購入日、購入金額及び設置費用が明記されたものに限る。）

(2) 設置状況が確認できる写真

(3) 設置した感震ブレーカー等の機能又は性能が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、当該交付決定者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、田原本町感震ブレーカー等設置費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の請求書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条後段の規定により町長が付けた条件に違反したとき。

(2) 第7条から前条までの規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合であって既に補助金を交付しているときは、期日を定め、当該取消しに係る部

分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。